

## 課税物件被災確認申請書（CC2-3014）

この申請書は、製造者又は販売業者が販売のために所持する製造たばこ、揮発油等で、たばこ税等が課せられたものが災害により亡失し、若しくは滅失し、又は本来の用途に供することができない状態になった場合に、それらの物品に課せられたたばこ税等の控除又は還付を受けるために、その被災の確認を申請するものです。

### 記載要領

- (1) この申請書は、被災課税物件の納税義務者、移出された製造場又は引き取られた保税地域及び仕入先の異なるごとに、それぞれ別紙に記載します。
- (2) 標題の「 税」の箇所には、該当する税目を記載します。
- (3) 「① 1 容器当たりの数量」欄には、その課税標準の基礎となる数量を記載します。
- (4) 「被害状況」欄には、災害発生の日時、場所、災害の種類及びその程度を具体的に記載します。  
なお、その全部を同欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付します。
- (5) 「⑦ 保険金、損害賠償金により補てんされた金額」欄には、被災物件に対する損失補てん明細書（CC2-3015）に記載した納税義務者ごとの「⑤」欄の金額を記載します。
- (6) 「⑨ 仕入先からの損失補償額」欄には、納税義務者（仕入先）から損失の補償を受けた、又は受ける金額を記載します。
- (7) ※印欄は、記載しません。
- (8) 確認書の交付を受けた場合には、その確認書を速やかにその課税物件の納税義務者又は仕入先に送付します。この場合において、納税義務者又は仕入先から損失の補償を受けた、又は受ける金額（「⑨」欄に記載する金額）があるときは、その損失補償を受けた、又は受ける旨及びその金額を記載した書類（現に金銭若しくは物品により補償を受けた旨を記載した書類又は損失の補償を受けることの契約がある旨を記載した書類等）を添付します。